

〔別紙1―2〕

○ 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）

新	<p>（生命保険契約等に係る同意前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法） 第三条の三（略） 2・3（略）</p>
旧	<p>（生命保険契約に係る同意前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法） 第三条の三（略） 2・3（略）</p>